

<一般委託>

横須賀市下水道施設耐水化計画策定業務委託 仕様書

横須賀市下水道施設耐水化計画策定業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙特記仕様書のとおり
2	履行期間	契約の日から令和4年2月28日
3	施行場所	横須賀市根岸町3丁目5番23号ほか
4	業務内容	別紙特記仕様書のとおり
5	特記事項	
6	関係法規	別紙特記仕様書のとおり
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)地方公共団体が発注した終末処理場及びポンプ場に係る耐水化計画の策定業務を元請として契約締結し、完了した実績があること。なお、ここで言う耐水化計画とは、「下水道の施設浸水対策の推進について」(令和2年5月21日付 国土交通省通知)において策定が求められているものを意味する。 (2)管理技術者及び照査技術者は、技術士(上下水道部門-下水道)を有すること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	上下水道局 技術部 下水道施設課 齋藤 寛 (電話046-823-7619)

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

**横須賀市下水道施設耐水化計画策定業務委託
特記仕様書**

1. 業務の目的

令和元年東日本台風において、下水道施設が浸水により機能停止するなど被害が生じたことを受け、「下水道の施設浸水対策の推進について」（令和2年5月21日付 国土交通省通知）が発出された。

これを受けて、本業務は河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、被災時のリスクの高い下水道施設について、対策浸水深や対策箇所の優先順位等を明らかにした耐水化計画の策定を目的とする。

2. 業務の対象

業務対象施設は表1を想定している。

表1 業務対象施設

ポンプ場	排除方式	位置	能力（事業計画） [m ³ /分]		浸水の有無※1		最大浸水深 （参考）※2
			汚水	雨水	洪水	内水	
追浜ポンプ場	合流	追浜本町二丁目	66.6	472.3	-	-	-
汐入ポンプ場	合流	汐入町一丁目	68.0	402.8	-	-	-
日の出ポンプ場	合流	日の出町二丁目	42.0	414.0	-	あり	0.6m程度
馬堀ポンプ場	合流	馬堀海岸一丁目	102.0	188.4	-	あり	0.2m程度
根岸ポンプ場	合流	根岸町三丁目	99.0	872.5	あり	あり	1.8m程度
舟倉ポンプ場	分流[汚水・雨水]	久比里一丁目	3.4	444.9	-	あり	0.6m程度
舟倉第2ポンプ場	分流[汚水・雨水]	舟倉一丁目	6.3	1270.7	-	あり	1.0m程度
久里浜第1ポンプ場	分流[汚水・雨水]	内川二丁目	4.1	713.8	-	あり	0.7m程度
久里浜第2ポンプ場	分流[汚水・雨水]	神明町	13.2	615.2	-	あり	0.2m程度
上町ポンプ場	合流 分流[汚水]	公郷町一丁目	79.4	1058.6	-	あり	0.8m程度
武ポンプ場	分流[雨水]	林二丁目	-	348.4	-	あり	0.5m程度

処理場	排除方式	位置	能力（事業計画） [m ³ /日]		浸水の有無※1		最大浸水深 （参考）※2
			日最大		洪水	内水	
下町浄化センター	合流 分流[汚水]	三春町二丁目 平成町三丁目	日最大	137,900	-	あり	0.2m程度

※1 洪水と内水に対する敷地内浸水の有無 浸水あり：あり、浸水なし：-

洪水：洪水浸水想定区域図（計画規模）による。内水：内水浸水想定区域図（照査降雨L1'）による。

※2 ※1における敷地内想定最大浸水深

3. 業務の条件

- (1) 本業務は、「下水道施設の耐水化計画および対策立案に関する手引き-2021年3月-」（公益財団法人 日本下水道新技術機構）（以下、「手引き」という。）に基づき検討を行う。
- (2) 各外力における想定浸水深は、国・県・市における関連機関または管理者より提供される浸水想定区域情報に基づく。
- (3) 構造物の水圧に対する耐力照査は本業務の対象外とする。
- (4) 表1の対象施設の中には、敷地内での浸水は想定されるものの場内施設は浸水が想定されない施設や、想定浸水深が浅く機能停止を引き起こすほどの浸水被害が見込まれない施設も含まれる。これらの施設については、現地調査の段階で浸水想定区域図と施設の立地環境の照らし合わせ、及び施設内部からの雨水浸入経路の有無の確認を行い、機能に支障がないことを確認した場合は、それ以降の検討の対象外とする。
- (5) 本市では津波浸水対策計画を平成29年度に策定済みである。対象外力の設定等における津波の取り扱いについては、当該計画も参考に検討の取りまとめを行う。

4. 業務の内容

4-1. 基礎調査

(1) 資料収集・整理

本業務の遂行に必要となる以下の資料を収集し整理する。

- ・各外力の浸水想定区域情報
- ・内水氾濫・河川氾濫実績資料
- ・対象施設の竣工図（一般平面図、平面図、立面図、断面図等）
- ・対象施設の機械・電気設備の資産リスト
- ・関連計画図書（下水道全体計画、下水道事業計画、雨水管理方針、下水道総合地震対策計画、下水道業務継続計画（下水道BCP）、下水道ストックマネジメント計画等）
- ・その他、業務に必要となる資料

(2) 現地調査

対象施設の現地調査を行い、浸水想定区域図及び竣工図等を基に、以下について確認する。確認した結果は、収集した平面図、立面図、断面図等を活用し、調査結果図として取りまとめる。

- ・目視による場内の想定浸水深の妥当性の確認
- ・浸入経路となる開口部の浸入開始高、開口寸法、開口種別等
- ・主要設備の配置と設置高さ
- ・作業員等の避難経路及び緊急避難場所の現状

4-2. 対象外力の設定

収集した資料を基に、施設が被災した際の影響人口の大小、商業・業務地区や住宅地等の人口集積地区および防災拠点や避難所等の防災上重要な施設の有無、応急復旧の難易等の被災時のリスクの大きさを勘案し、施設ごとに対象外力（外力の種類とその想定規模）を設定する。

なお、下水道施設全体で統一的な対象外力を設定する場合や、施設改築時に合わせ段階的な対象外力を設定する場合は、その基本となる考え方について整理する。

4-3. 対策浸水深の設定

対象施設ごとに各対象外力の想定浸水深を比較し、最大となる対策浸水深を設定する。設定に当たっては、必要に応じ、対象外力以上の想定規模となる外力についても確認を行い、対策の効率化が図れると判断される場合は、当該外力による想定浸水深を対策浸水深として決定する。

なお、対策浸水深が大きく早期の抜本的な対策が困難な場合は、リスク低減を図るため、下水道BCP等のソフト対策との組合せによる段階的対策目標を定め、各目標に応じた対策浸水深を設定する。

4-4. 対象施設の抽出と優先順位付け

対象外力に対して浸水のおそれのある場内施設（対象施設敷地内にある躯体及び設備）を抽出し、各場内施設が有する機能を選別し、被災時においても確保すべき機能と対策対象となる場内施設を抽出する。

また、対象施設間および場内施設間で基本となる対策の優先順位付けを行う。優先順位付けに当たっては、施設が被災した際の影響人口の大小、商業・業務地区や住宅地等の人口集積地区および防災拠点や避難所等の防災上重要な施設の有無、応急復旧の難易等の被災時のリスクの大きさのほか、手引きにおける事例等を参考として監督員との協議の上、本市に適した手法を採用する。

4-5. 浸水被害の想定

(1) 浸入経路の整理

浸水被害の想定は対策浸水深を対象に行う。対象施設別に雨水の浸入経路として以下の3種類を整理する。

- ・外部開口からの浸入経路
- ・屋外設備等からの浸入経路
- ・施設内部からの浸入経路

整理した浸入経路と対策浸水深を基に、浸水深に対する施設の相対的な高さ関係を整理し、施設内部の浸水範囲を確認する。収集した竣工図（平面図、立面図、断面図）を基に、浸入経路および浸水範囲を明示した被害想定図を作成する。

(2) 停止機能の確認

被害想定図及び主要な設備設置高さ等を参考に、対象施設が有する各種下水道機能のうち、停止が見込まれる機能を整理する。

4-6. 対策手法の立案

(1) 重点化範囲の設定

対象施設全体の耐水化が困難な場合には、機能確保に最低限必要でリスク回避すべき範囲を重点化範囲として設定する。

(2) 対策手法の立案

被害想定に基づき、対策が必要な施設・設備に対して耐水化対策手法を立案する。対策手法の立案に当たっては、施設や設備の空間的制約や対策の適用範囲による制約、施工難度や改築予定等を考慮した時間的制約、及び経済性や維持管理性における効率性を踏まえ段階的な手法選定を行う。

なお、早期の対策実施を図るため、抜本的な耐水化対策の実施が困難な場合は、止水板や止水シート等の簡易な対策の適用について検討を行う。

(3) 概算事業費の算出

対策対象施設別に選定した対策手法の概算事業費を算出する。

4-7. 実施計画の作成

対象施設間および場内施設間で基本となる対策優先順位、段階的な整備目標および改築や耐震化等の関連する他の事業スケジュール等を踏まえ、5年程度の短期および5～10年程度の中期の実施計画（耐水化計画）を作成する。短期は主に揚水・消毒機能を確保する対策を対象とし、中期は主に沈殿機能および脱水機能を確保する対策を対象とする。

施工性や経済性等の理由により、これら機能の確保が当該期間で困難な場合は、代替手法（ソフト対策）を検討し、下水道BCPへの位置付けを提案する。

4-8. 報告書の作成

上記検討を取りまとめた報告書及び概要書を作成する。

4-9. 計画協議

計画協議は、着手時、中間3回、完了時の計5回の実施を原則とする。

4-10. 照査

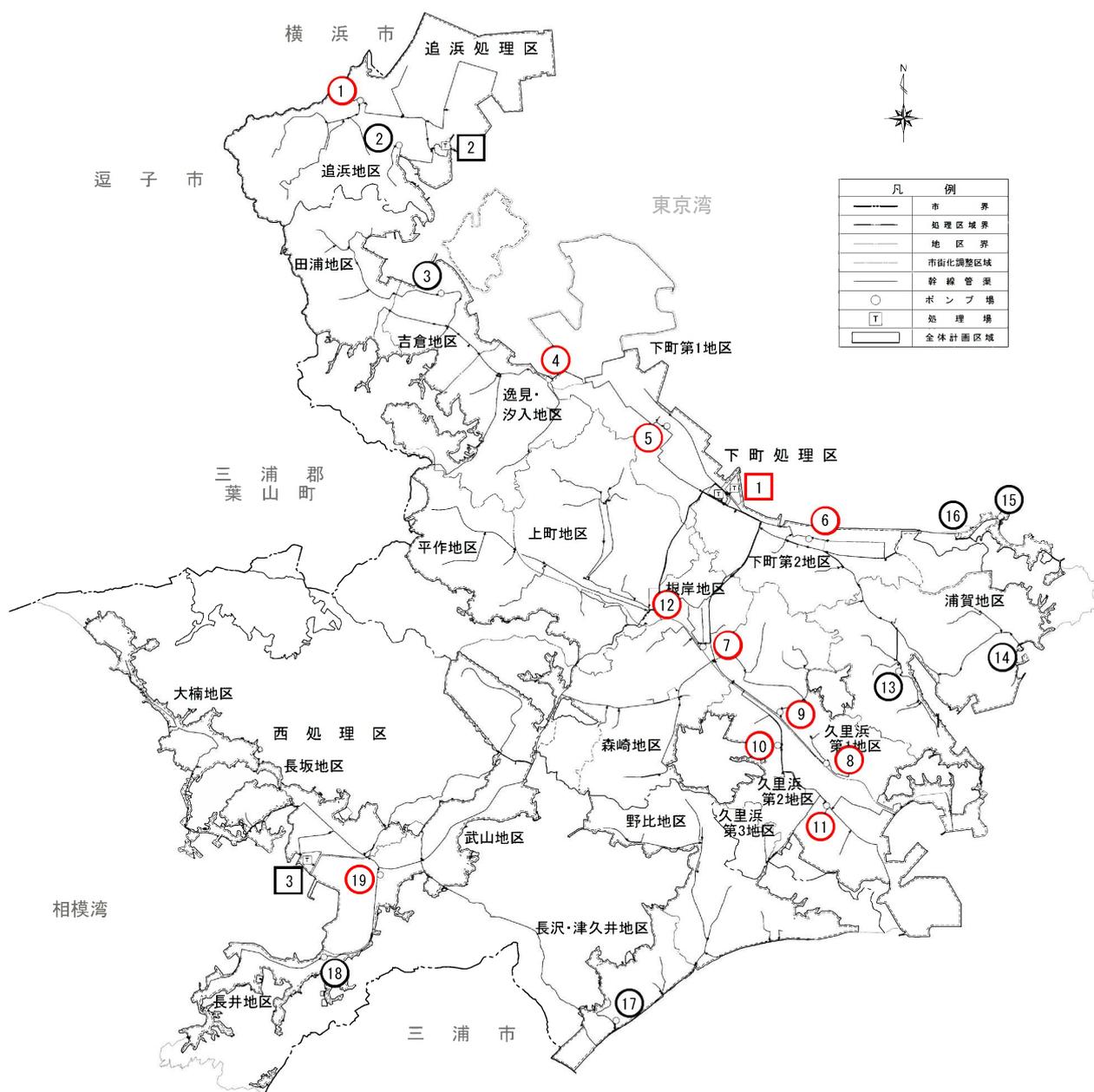
照査技術者は、作業項目における検討内容の妥当性及び提出図書について照査を行う。

5. 提出図書

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | | |
|-------------|-----|----|
| (1) 報告書 | A4判 | 2部 |
| (2) 概要書 | A4判 | 2部 |
| (3) 実施計画書 | A4判 | 2部 |
| (4) その他参考資料 | A4判 | 2部 |
| (5) 打合せ議事録 | A4判 | 2部 |
| (6) 電子成果品 | DVD | 2枚 |

下水道施設位置図



業務対象施設(赤印箇所)

□処理場	① 下町浄化センター	2 追浜浄化センター	3 西浄化センター		
○ポンプ場	① 追浜ポンプ場	2 深浦ポンプ場	3 長浦ポンプ場	④ 汐入ポンプ場	
	⑤ 日の出ポンプ場	⑥ 馬堀ポンプ場	⑦ 根岸ポンプ場	⑧ 舟倉ポンプ場	
	⑨ 舟倉第2ポンプ場	⑩ 久里浜第1ポンプ場	⑪ 久里浜第2ポンプ場	⑫ 上町ポンプ場	
	13 浦賀ポンプ場	14 鴨居ポンプ場	15 走水ポンプ場	16 伊勢町ポンプ場	
	17 津久井ポンプ場	18 長井ポンプ場	⑬ 武ポンプ場		

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。